

本学術集会における二重発表の取り扱いについて

第 65 回日本先天代謝異常学会学術集会 会長 窪田 満

① 二重発表の定義

これまでに公開された場において発表したものと実質的に同じ内容の発表をいう（発表の言語が違っていても二重発表となる）。企業内の勉強会など、クローズな場で発表されたものは同一内容であっても二重発表に含まない。

② 不適切な二重発表の判断基準

- ・学会から依頼された特別講演、シンポジウムなどの演題の内容については不適切とみなさない。
- ・論文刊行後に同内容で学術集会で発表する場合は不適切とみなさない。
- ・国際学会での他言語での発表を含め、過去に発表された内容と同一の内容を事務局の許可なく発表した場合は不適切な二重発表とみなす。

③ 本学術集会での対応

- ・不適切な二重発表は認められない。
- ・過去に発表された内容と同一の内容である場合は、発表者は演題登録時に自己申告をすることが必要である。申告内容は、既発表演題について、発表年月日、学会・研究会等名、演題名、二重発表を行いたい理由である。
- ・許可すべき二重発表かどうかは、査読者・学術集会長が判断する。
- ・許可された場合も、2 回目の発表であることを必ず発表の中で触れ、複数の研究と誤解されないようにする必要がある。
- ・許可された場合も、2 回目以降の発表を業績のかさ増しに使用してはならない。
- ・虚偽の自己申告や未申告での発表となり、不適切であると査読者・学術集会長が判断した場合は、発表自体を学術集会会長名で撤回する。